

刑の一部執行猶予導入の裁判例に関する一考察

— 判例データベースを利用した薬物事犯の量刑分析 —

仙台弁護士会・宮城県社会福祉士会 宮腰 英洋

1 目的

2016年6月に刑の一部執行猶予制度(以下、「本制度」という。)が施行されて以降、数多くの裁判例が蓄積されている。本制度に関しては多数の論稿が存在し、理論的整理がなされている。非公表を含む裁判例を分析した論稿は存在するが(樋上ら 2019)、判例データベース掲載裁判例の分析を行った論稿は少ない。本制度に係る判決の母数に比して数は極めて限定されているため限界は存するものの、広く参照可能である公表裁判例を整理分析することには一定の意義があると考えられる。

本論稿は、判例データベース掲載裁判例の整理分析を通じ、本制度に係る薬物事犯における量刑分析を試みる。

2 本制度の概要及び先行研究の整理

裁判例の分析に先立ち、本制度の概要及び先行研究を整理する。

(1) 制度趣旨・概要

本制度は、再犯のおそれがある者について、施設内処遇と社会内処遇の連携による改善更生及び再犯防止を目的として設けられた。

特に、薬物使用等の罪を犯した者の再犯を防ぐためには、物理的に薬物を遮断する施設内処遇に引き続き、薬物の誘惑のあり得る社会内において処遇を実施することが有用であると考えられ、薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律(薬物法)において、特則規定が設けられている(白井ら 2016: 86-101)。例えば、薬物使用等の罪を犯した者については、刑法27条の2第1項各号に掲げる者以外であっても本制度の対象とされている(同法3条)。

(2) 薬物事犯における判断枠組

刑の一部執行猶予は、実刑相当の被告人に対する特別予防のための実刑のバリエー

ションであり、厳罰化、寛刑化いずれも意図したものではない。よって、刑の一部執行猶予判決を言い渡す際には、実刑相当であることを行為責任に基づいて判断したうえで、一部執行猶予の必要性・相当性を判断する。

本制度の趣旨を体现する本質的要件は、「再び犯罪をすることを防ぐために必要であり、かつ、相当である」(刑法27条の2第1項)ことである。具体的な判断枠組は、①施設内処遇及び仮釈放のみでは再犯の抑止が困難であること(第1ステップ)、②再犯抑止に有用な社会的処遇・社会資源が具体的に想定できること(第2ステップ)、③社会内処遇の実効性が期待できること(第3ステップ)である(小池 2015 : 271-280)。

薬物事犯においては、①典型的に再犯のおそれが高く(第1ステップ)、②矯正施設内の薬物離脱指導、保護観察所の薬物再乱用防止プログラムが一般的・典型的に有用と考えられるため(第2ステップ)、③社会内処遇の実効性(第3ステップ)が一部執行猶予を付すか否かの分水嶺となる(樋上ら 2019 : 6-7)。

第2ステップは、上記に加え、被告人の課題や問題性に照らし有用な社会的処遇を具体的に判断すべきである(小池 2015 : 275)。薬物事犯では、親族、雇用主等の人的資源のほか、ダルク、自助グループ、専門医療機関、精神保健福祉センター等の物的資源が考えられる。

第3ステップは、更生意欲及び更生環境の観点から判断する。実効性をあまり厳格に判断すると、問題の少ない再犯防止の必

要性の低い者ばかりが対象となり、本来社会内処遇の必要な者が対象外となることに留意しなければならない(小池 2015 : 278 ; 太田 2018 : 30)。また、薬物前科の多さが消極事情として相応に重視され、統計上も服役前科の数が増えるほど一部執行猶予の割合が減っていく傾向にある(小池 2017 : 32)。特に、保護観察中の再犯は、保護観察の処遇効果が期待し難いことの兆表であり(今福ら 2016 : 39)、本制度の適用においては、原因分析とその対策を具体的に示すことが重要となる(水野ら 2017② : 8-9)。最終的には個別判断となるが、保護観察中の再犯についておよそ本制度の適用が否定されるものではない(小池 2017 : 32)。

(3) 実刑部分と猶予部分の振り分け・保護観察期間

実刑部分と猶予部分の振り分けについて、明文規定はない。刑の一部執行猶予は、行為責任上実刑相当を前提としたものであるから、大部分は実刑部分となり(今福ら 2016 : 207[園原発言])、一般的には宣告刑のうち8割程度を実刑部分、2割程度を猶予部分が標準となる(小池 2015 : 283-284)。これを超える(例えば5割程度)猶予部分とすることについては(水野ら 2017② : 5-6)、事案に応じた柔軟な判断によって猶予刑部分を決めるのが望ましいとする見解(本田 2017)、受刑者や支援者の立場からは猶予部分をより長期にすべきとの見解がある(加藤 2020 : 443)。最終的には、刑事責任の観点から想定される実刑部分及び猶予部分の大枠の範囲内で、被告人に対して必要

な社会内処遇の期間を吟味し、それに相応する期間を猶予部分とするという方法によって、実刑部分と猶予部分の配分が決められる(高嶋ほか 2017: 199-200)。

執行猶予期間(薬物事犯の場合必要的に保護観察が付される。薬物法4条1項)については、年単位で概ね2年から3年程度が相当である(今福ほか 2016: 207[小池発言]; 小池 2017: 28)。本制度と仮釈放制度の併用も可能である(太田 2018: 54-60)。

(4) 処遇内容・実情(法務総合研究所 2020: 348-371)

処遇内容として、矯正施設では薬物依存離脱指導が、保護観察所では専門的処遇プログラム(原則として薬物処遇プログラムの受講を特別遵守事項として定めなければならない。更生保護法51条の2第1項)が実施される。後者はSMARPP(松本俊彦ほか 2015)を基調とした認知行動療法に基づくワークブックを利用した教育課程と簡易薬物検出検査を内容とする(松本勝ほか 2015: 262-265)。簡易薬物検出検査の結果、陽性反応が出た場合、保護観察官は、保護観察対象者に対し警察等へ自ら出頭するよう説得し、対象者がこれに応じないときは警察等へ通報することとされている(太田 2018: 80)。スリップ(再使用)を許容しない制度設計がなされているといえる。

処遇においては矯正(施設内処遇)と保護観察(社会内処遇)の連携が重要である。そのため、矯正施設から保護観察所に対し、薬物関係指導についての情報(実施内容、実施状況、指導結果、グループ処遇指導への適応状況)、出所後の医療機関・自助グ

ループ等への通所の意欲、診療情報等の情報が引き継がれる(大場 2020: 429-430)。

保護観察においては多機関連携が重要であり、「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」(2015年11月)が定められ、関係機関の協力や連携が緊密化されている。

保護観察中の処遇困難者として、暴力団関係者との繋がりがあある者、断薬の意欲が欠けている者、帰住先不定である者、制度趣旨を理解していない者等の存在が挙げられる。刑の一部執行猶予の言渡件数が増加傾向にあるなか、人的物的体制に限りのある保護観察を実効あらしめるため、対象者の適切な選択が処遇現場から求められている(平尾 2017: 59-60; 今福 2017: 33; 大場 2020: 429)。

薬物依存症を抱える者は、刑務所出所直後及び保護観察終了直後に薬物を再使用する危険が高まるため(松本俊彦 2018: 261-263)、保護観察終了後の地域サポートへの繋ぎとその継続が課題である。この点、他機関等で実施される専門的な援助を受けた場合、その内容に応じて保護観察所の専門的処遇プログラムの一部を受け終わったものとする規定(更生保護法65条の3第4項)があるほか、精神保健福祉センター、ダルク、NA等へ繋ぐための取り組みがなされている(松本俊彦ら 2019)。

3 分析方法

判例データベース(判例秘書及びLEX/DB)に掲載された、本制度の適用について判決文において判断ないし言及された事

例のうち、薬物事案(全43件)を判決年月日順にピックアップし、把握可能な範囲において、量刑(刑期及び刑の一部執行猶予期間)、前科前歴の有無及び内容、刑の一部執行猶予にあたり考慮された事情(更生意欲・更生環境)、特徴的判示内容その他事案の特殊性について整理を行った(文末リスト参照)。

そのうえで、量刑傾向、先行研究と対比した運用の特徴等について分析した。

4 分析結果

(1) 刑の一部執行猶予に係る結論

結論として刑の一部執行猶予判決を認めたものは43件中34件であった。これ以外の判決としては、①刑の一部執行猶予の適用を否定したもの(8件)、②刑の一部執行猶予を認めた原判決を破棄し再度の執行猶予判決を下したもの(1件。33)である。

①については、8件中2件(14, 19)が控訴審判決(18, 26)で破棄されている。それ以外の適用否定事例として、保護観察付執行猶予期間中の再犯(15, 37)、保護観察付刑の一部執行猶予期間中の再犯(38, 39)、3年を超える実刑判決(16)、原審公判において弁護人及び被告人から刑の一部執行猶予を求める旨の主張立証がなかったもの(28)がある。保護観察期間中の再犯等、社会内処遇の実効性に疑問を抱かせる事情がある事案においては、その実効性について厳しく判断される傾向がある。

結論として多くの事例が刑の一部執行猶予を認めており、実務上も適用に高いハードルを設けていないことが窺われる。

(2) 刑の一部執行猶予に係る判断方法及び判断基準

すべての裁判例において、行為責任に照らし、犯情及び一般情状の観点から量刑判断がなされ、実刑相当を前提として刑の一部執行猶予について判断がなされている。3ステップに基づく判断枠組に沿った判断を行う事例も存在し(21)、それ以外の判決においても同判断枠組を意識した判断がなされていると窺われる。

結論の分水嶺は先行研究においても指摘のある通り社会内処遇の実効性(第3ステップ)である。

消極事情としては保護観察中(刑の一部執行猶予期間中を含む。)の再犯が目立ち、処遇歴は社会内処遇の実効性判断に大きく影響する傾向が見て取れる。他方、保護観察中薬物再乱用防止プログラム受講中の再犯について、「薬物依存の特性からみて、早期の1度のみならず再犯防止のプログラムに適さないという評価はでき」ないと判断し刑の一部執行猶予を肯定した事例がある(22)。薬物依存症は「自分でやめよう、あるいは控えようと決意するにもかかわらず、何度も失敗してしまい、もはや薬物の使用が自分の意思ではコントロールできない状態」を指し(松本俊彦 2018:37)、再使用(スリップ)は離脱の一過程ともされている(水野ら 2017②:8)実態を意識した判断と窺われる。

無罪主張をした被告人について刑の一部執行猶予を肯定する事例がある(5, 20, 27)。弁護人の立場からは否認事件で無罪主張が通らず有罪になった場合に本制度が適用されることは現実的には考えにくいと

されていたが(水野ら 2017②:5), 無罪主張の内実に応じて柔軟な判断がなされる傾向が見て取れる。

(3) 更生意欲

社会内処遇の実効性を示す事情として, 被告人の更生意欲にほぼすべての事例が言及している。

第一に, 被告人が事実を認めて反省していることにほぼすべての事例が言及している。無罪を争った事案においては, 不合理な弁解に終始し反省の念が見られないとして更生意欲を否定した事例がある(39)一方, 更生意欲を否定しなかった事例もある(5, 20, 27)。

第二に, 矯正施設及び保護観察所における専門プログラムの受講意欲に言及する事例がある(6, 7, 8, 18, 21, 22, 28, 43)。制度趣旨に照らし更生意欲の内実を具体的に判断したものといえる。

第三に, 被告人の具体的行動から更生意欲を推認する事例がある。具体的には, 専門医療機関への通院, ダルク, 自助グループの利用を指摘する事例がある(2, 3, 12, 16, 17, 18, 23, 25, 34, 35, 40, 41)。矯正及び保護観察における処遇のみならず, 広く社会資源を利用する意思が更生意欲を裏付けるものとして評価される傾向が見て取れる。

(4) 更生環境

社会内処遇の実効性を示す事情として, 被告人の更生環境にほぼすべての事例が言及している。

第一に, 矯正施設及び保護観察所における専門プログラムの存在に言及する事例が

ほとんどであり, 薬物事犯については一般的・典型的に更生環境が整っている(第2ステップ)と判断される傾向が見て取れる。

第二に, 具体的な更生環境に言及する事例が数多く存在する。①人的資源として, 親族, 雇用主, 知人等支援者の存在に言及するものが多い。さらに進んで, 薬物治療・処遇の実効性との関係で, 単に「監督」にとどまらず家族も自助グループに参加していることに言及する事例(4, 25), 監督能力について掘り下げた検討を行う事例(18, 19, 26)がある。②物的資源として, 専門医療機関, ダルク, 自助グループ等, 薬物治療において広く利用可能な社会資源に言及する事例も数多く存在する(2, 3, 6, 12, 16, 17, 18, 21, 23, 25, 26, 31, 34, 35, 36, 40, 41, 43)。③相談支援専門員による具体的支援策の構築(31, 33), 社会福祉士による更生支援計画の構築(40)等, 司法と福祉の連携の観点から実効性を評価する事例も存在する。

矯正施設及び保護観察所における専門プログラムに加えて, 広く薬物事犯における処遇に有用な社会資源を更生環境として捉えている傾向が見て取れる。

(5) 当事者の訴訟活動の在り方

刑の一部執行猶予について判断した事例の多くは, 弁護士及び被告人から刑の一部執行猶予を求める旨の主張立証がなされていると推察される。他方, 無罪主張をする場合や全部執行猶予を目的とする場合等, 明示的に刑の一部執行猶予の主張をしないことも考えられる。明示的主張がない場合も裁判所の判断において本制度適用の余地

はあるとされるが(今福ら 2016:212[園田発言]), 控訴審における量刑不当の主張が封じられる可能性がある(28)。

検察官が刑の一部執行猶予の相当性なしとの主張を行っている事例がある(8)一方、積極的に刑の一部執行猶予適用の主張をした事例は見受けられない。検察官として、是非とも一部執行猶予にしなければならないという確信を持つに至ることは難しく、一部執行猶予が許容できるという判断にとどまらざるをえないとの指摘(今福ら 2016:210[山口発言])に沿う運用が窺われる。

(6) 実刑部分と猶予部分の割合、猶予期間

実刑部分と猶予部分の振り分けについて、①全体刑期に対する猶予部分は、平均値4.84月、中央値4月、最小値4月、最大値10月、内訳は4月が33件中21件、6月が33件中11件、10月が33件中1件である。②全体刑期に占める猶予部分の割合は、平均値20.9%、中央値21%、最小値13%、最大値29%である。③執行猶予期間は、平均値2.15年、中央値2年、最小値2年、最大値3年、内訳は2年が33件中28件、3年が33件中5件である。

先行研究と軌を一にする量刑相場が形成されている。他方、実刑部分と猶予部分、猶予期間の算定理由を具体的に判示するものはない。量刑の具体的な数値化のプロセスは明瞭に言語化しきれものではない(樋口 2016:225)ことによると推察される。

量刑相場を上回る猶予部分の可否に関する事例は極めて少ない(41は猶予刑期6月は短すぎるという控訴理由を排斥)。行為

責任の枠内で被告人に必要な施設内処遇及び社会内処遇の各期間を吟味し、相応期間を猶予部分とする、より精緻な判断の余地については、更なる事例の蓄積を要する今後の課題である。

(7) 再犯の関係

同種前科の多さから直ちに社会内処遇の実効性を否定する事例は見受けられないが、保護観察期間中の再犯(15, 37)、刑の一部執行猶予期間中の再犯(38, 39)という文脈で同種前科の存在を消極事情とする事例がある。他方、服役前科がないこと(3, 13, 32)、近時は薬物再乱用防止プログラムを受講していないこと(4)、制度施行後初めての一部執行猶予であることを積極事情とする事例がある(34, 36, 43)。

裁判所として、特段の事情がない限り、少なくとも一度は刑の一部執行猶予制度による矯正施設及び保護観察所における専門プログラム受講の機会を保障することを相当とする傾向が見て取れる(小池 2015:279)。他方、受講歴があつたり受講中の再犯である場合、社会内処遇の実効性を阻害する事情として重視している傾向が見て取れる。今後、過去に刑の一部執行猶予判決を受けた再犯者の絶対数が増加することが予想され、同傾向が続くか注視が必要である。

5 考察

(1) 社会内処遇の実効性についての審理・判断の在り方

判例データベース掲載裁判例の分析結果からは、社会内処遇の実効性(第3ステッ

ブ)に係るハードルは必ずしも高くない。一方、保護観察の現場からは処遇困難者の存在が指摘されている。矯正・保護観察に至る処遇の実効性を見据えた刑事裁判手続の在り方が本制度の課題である。

① 更生意欲

更生意欲について、保護観察における処遇困難者の類型として制度趣旨を理解していない者の存在が指摘されている。刑の一部執行猶予判決は、執行猶予期間の存在により全部実刑判決に比して公権力の監視下に置かれる期間が長い(瀬川ら 2014:188 [青木発言])。本人の意思が社会内処遇の実効性を大きく左右することからも、本制度に服する旨の被告人の意思確認は必要不可欠となる(水野ら 2017②:2)。そうすると、社会内処遇の実効性の一要素である更生意欲とは、単なる反省に止まらず、専門的処遇プログラムの内容を理解しこれに服する意思と構成されることになる。

他方、自分の意思で覚せい剤をやめられる旨述べ認知の歪みが大きい者等(1)、刑事裁判手続では動機付けが困難な者もある。更生意欲を喚起し、適切な指導監督を行っていくことも保護観察の役割の一つである(太田 2018:30)。本来支援が必要な者が取りこぼされる判断がなされないよう留意が必要である。

具体的行動から更生意欲を判断することも有効である。具体的には、保釈の柔軟な活用、続行期日を設ける等の配慮を通じて、ダルク、自助グループ、専門医療機関、精神保健福祉センターの利用を促進し、手続を通じて更生意欲を高めるとともに、社

会内処遇の実効性を推認する事情として評価することが考えられる。

② 更生環境

更生環境について、薬物事犯においては、矯正施設及び保護観察所における専門的処遇プログラムの存在をもって満たすものと把握される。

加えて、物的資源(ダルク、自助グループ、専門医療機関、精神保健福祉センター等)、人的資源(親族、勤務先、知人・友人等)について、本人の更生支援という観点からの判断が本制度の実効性を補強する。

人的資源について、本制度においては、処遇の実効性を担保する更生環境としての人的資源が問われる。薬物依存症からの回復にあたっては家族らの「監督」ではなく「支援」が重要であり、家族等も支援対象とされる(H・G・ローゼン:2021)。保護観察中も家族に対する支援が実施される(法務総合研究所 2020:366)。本人の薬物の問題性を理解し、寄り添って伴走する支援者としての人的資源が社会内処遇の実効性を補強する。更生環境としての人的資源はどのように評価される必要がある。

もっとも、再犯者には身寄りのない者も多く、このような者ほど処遇の必要性が高い(薬物依存症の治療過程上「底付」と評価される。)。これらの者が取りこぼされないよう、更生環境の多寡はあくまで補強的要素と位置付けられる必要がある。

(2) 刑事司法ソーシャルワークの活用可能性

刑の一部執行猶予の分水嶺となる社会内処遇の実効性の判断は予測的要素を多分に

含み、判決前調査制度がない現行の刑事裁判手続において精密な判断を行うことには限界がある(小池 2015: 288参照)。そこで、社会内処遇の実効性を向上させるとともに、裁判所の判断を補うものとして、刑事司法ソーシャルワーク活用の可能性がある(池田 2020: 44)。

施設内処遇と社会内処遇の連携を図るうえで司法と福祉の連携が有用である(太田 2018: 28-29)。具体的には、被告人のアセスメント、環境調整等、福祉専門職・心理専門職・医療専門職が関わることによって、より実効的な制度実現が可能となる。例えば、福祉専門職(社会福祉士等)は、更生支援計画の構築等を通じて、本人の課題を整理し、更生意欲・更生環境について多角的なアセスメントが可能となる。現在の課題の一つである保護観察終了後の支援継続をも見据えた長期的な更生支援計画の構築が可能となる。

これらの作用は社会内処遇の実効性を大きく高めるものであるとともに、裁判官に刑の一部執行猶予の適否を判断する上で重要な情報を提供する。事例においても、相談支援専門員による具体的支援策の構築(31, 33)、社会福祉士による更生支援計画の構築に言及するものがあり(40)、司法と福祉の連携が薬物事犯においても有効であることが示されている(ベロスルドヴァ 2021)。

現在、刑事司法ソーシャルワークは、障害・高齢の分野で主に活用がなされ、薬物事犯における活用は未だ途上である。薬物事犯においてさらなる活用の余地がある。

6 総括

本制度について、判例データベース掲載裁判例の整理分析と若干の考察を試みた。本制度は未だ発展途上にあり、刑事司法手続、矯正、仮釈放、保護観察、社会復帰の一連の作用を踏まえたより実効的な制度構築が求められる。

本論稿では薬物事犯の分析を行ったが、それ以外の事案類型(窃盗、性犯罪、粗暴犯等)に関する本制度の更なる活用可能性については、さらに裁判例が少なく、今後の課題である。

参考文献

ベロスルドヴァ・オリガ「諦めない弁護活動の先に」『季刊刑事弁護』105号（2021年）15-19頁．

H・G・ローゼンほか『CRAFT 物質依存がある人の家族への臨床モジュール』金剛出版（2021年）．

樋上慎二ほか「刑の一部執行猶予制度に関する実証的研究」『判例タイムズ』1457号（2019年）5-19頁．

樋口亮介「刑の一部執行猶予の選択要件と宣告内容－制度理解を基礎にして」『論究ジュリスト』17号（2016年）217-225頁．

平尾博志「刑の一部執行猶予と制度の状況」『自由と正義』68巻7号（2017年）58-60頁．

本田稔「執行猶予される刑の一部の期間の判断方法について」『法学セミナー』748号（2017年）121頁．

法務総合研究所『令和2年版犯罪白書－薬物犯罪－』（2020年）．

池田朋広「違法薬物依存症者へのソーシャルワーク」『ソーシャルワーク研究』46巻2号（2020年）39-48頁．

今福章二「保護観察の実情を踏まえた刑の一部執行猶予制度の運用について」『自由と正義』67巻4号（2016年）24-34頁．

今福章二ほか「刑の一部執行猶予制度の施行とその課題」『論究ジュリスト』17号（2016年）194-216頁．

今福章二・小長井賀與『保護観察とは何か－実務の視点からとらえる』法律文化社（2016年）．

加藤武士「受入先の立場から－全国ダルク（DARC）調査の結果を踏まえて」『刑法雑誌』59巻3号（2020年）440-446頁．

小池信太郎「刑の一部執行猶予と量刑判断に関する覚書－施行を1年後に控えて－」『慶應法学』33号（2015年）265-291頁．

小池信太郎「刑の一部執行猶予の現状と相対的応報刑論」『刑事法ジャーナル』54号（2017年）26-38頁．

松本勝ほか『更生保護入門 [第4版]』成文堂（2015年）．

松本俊彦・今村扶美『SMARPP－24 物質使用障害治療プログラム』金剛出版（2015年）．

松本俊彦『薬物依存症』ちくま書房（2018年）．

松本俊彦ほか「保護観察の対象となった薬物依存症者のコホート調査システムの開発：[Voice Bridges Project]」『更生保護学研究』14号（2019年）3-18頁．

宮村啓太「一部執行猶予制度下での弁護活動」『自由と正義』67巻4号（2016年）19-23頁．

水野英樹・宮村啓太「講演録 刑の一部執行猶予制度について [前編]」『NIBEN Frontier』（2017年①）2-11頁．

水野英樹・宮村啓太「講演録 刑の一部執行猶予制度について [後編]」『NIBEN Frontier』（2017年②）2-11頁．

大場玲子「刑の一部執行猶予の現状と更生保護の課題」『刑法雑誌』59巻3号（2020年）424-431頁．

太田達也『刑の一部執行猶予－犯罪者の改善更生と再犯防止 [改訂増補版]』慶応義塾大学出版会（2018年）．

瀬川晃ほか「刑の一部執行猶予をめぐる」『論究ジュリスト』8号（2014年）179-197頁．

白井智之ほか「刑法等の一部を改正する法律および薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部執行猶予に関する法律について」『法曹時報』68巻1号（2016年）25-102頁．

高嶋智光ほか『新時代における刑事実務』立花書房（2017年）．

裁判例一覧表

| 番号 | 裁判所 | 判決年月日 | 判例秘書LEX/DB | 掲載誌評釈等 | 一部猶予 | 全刑期(月) | 猶予刑(月) | 一部猶予率% | 猶予期間 | 薬物種別 | 前科前歴 | 更生意欲・更生環境、特微的判示内容、その他事案の特殊性 |
|----|---|-----------|-----------------------|---------------------|------|--------|--------|--------|------|------------|--------------------|---|
| 1 | 千葉地裁 H28(わ)620号 | H28.6.2 | L07150349 - | 判タ 1431号 237頁 | ○ | 24 | 6 | 25% | 2年 | 覚せい剤 | 同種前科(執行猶予期間中) | 事実を認め反省、自分の意思で覚せい剤をやめられる旨述べ認知の歪み大きい、父親(同居)の監督 |
| 2 | 名古屋地裁 一宮支部 H28(わ)97号 | H28.6.2 | L07150355 - | | ○ | 24 | 4 | 17% | 2年 | 覚せい剤 | 同種前科2犯 | 事実を認め反省、前刑終了後ダルク利用・精神科通院、内妻の監督 |
| 3 | 大阪地裁 H28(わ)1018号 | H28.6.2 | L07150698 - | | ○ | 16 | 4 | 25% | 2年 | 覚せい剤 | 同種前科(執行猶予期間中) | 事実を認め反省、保釈後自助グループに通う(妻も参加)、母親の協力、服役経験なし |
| 4 | 札幌地裁 H28(わ)293号 | H28.6.6 | L07150386 - | | ○ | 36 | 10 | 28% | 3年 | 覚せい剤 | 同種前科5犯 | 事実を認め反省、初めて受刑した際に薬物再乱用防止プログラムを受講したのみであって近時は同プログラムを受講していない、夫の監督 |
| 5 | 富山地裁 高岡支部 H28(わ)18号 | H28.6.14 | L07150372 - | | ○ | 18 | 4 | 22% | 2年 | 覚せい剤 | 同種前科1犯 | ・無罪主張(故意否認)だが覚せい剤自己使用罪の成立を実質的には争っていない ・覚せい剤自己使用の成立を実質的に争っていない、妻の協力 |
| 6 | 静岡地裁 沼津支部 H28(わ)101号 | H28.6.17 | L07150377 - | | ○ | 28 | 6 | 21% | 2年 | 覚せい剤 | 同種前科により3回服役 | 過去の経験を踏まえて刑務所内での薬物依存離脱指導及びNAのミーティングの有用性を理解し参加希望、父親の支援・監督 |
| 7 | 仙台高裁 H28(う)67号 | H28.6.28 | L07120795 25549436 | | ○ | 20 | 4 | 20% | 2年 | 覚せい剤 | 同種前科1犯 | ・原判決(懲役1年8月の全部実刑)時は一部執行猶予制度未施行 ・事実を認め反省、覚せい剤関係者との関係断絶、保護観察専門の処遇プログラム受講意思有、父親の同居監督 |
| 8 | 青森地裁 八戸支部 H28(わ)65号 | H28.8.18 | L07150714 - | | ○ | 16 | 4 | 25% | 2年 | 覚せい剤 | 同種前科(執行猶予期間中) | ・検察官は被告人の反省の態度や生活環境の不安定さから一部執行猶予の相当性なしと主張 ・事実を認め反省、専門の処遇プログラム受講意思有、前回裁判の保釈後の会社員としての稼働事実、母親の監督 |
| 9 | 東京地裁 H28(特わ) 1348号 | H28.9.16 | L07131778 - | | ○ | 16 | 4 | 25% | 2年 | 大麻麻薬 | 薬物前科1犯(執行猶予期間中) | 事実を認め反省、若年、勤務先上司の再雇用・指導監督、職場関係者や家族の支援 |
| 10 | 福岡高裁 H28(う)307号 | H28.10.6 | L07120608 - | | ○ | 24 | 6 | 25% | 3年 | 覚せい剤 | 同種前科2犯 | 「懲役2年4月、うち6月の執行を3年間猶予」とする原判決は同種事犯の量刑傾向を明らかに超えた刑期であるとして量刑不当で破棄 |
| 11 | 高松高裁 H28(う)212号 | H28.12.16 | - 25549440 | | ○ | 24 | 6 | 25% | 2年 | 覚せい剤 | 異種前科(執行猶予期間中) | 一部執行猶予に係る法令適用の誤りがあったとして原判決を破棄 |
| 12 | 東京高裁 H28(う)1992号 | H29.2.16 | L07220638 25560088 | 判タ 1446号 181頁 | ○ | 18 | 4 | 22% | 2年 | 覚せい剤 | 同種前科2犯 | ・一部執行猶予に係る法令適用の誤りがあったとして原判決を破棄 ・事実を認め反省、ダルク利用、友人の援助監督、長男に対する養育費支払 |
| 13 | 京都地裁 H28(わ)1267号、 1315号、 H29(わ)29号 | H29.3.17 | L07250181 - | | ○ | 30 | 4 | 13% | 2年 | 覚せい剤 | 同種前科(執行猶予期間中) | ・不実記録電磁的公正証書原本供用罪でも有罪 ・事実を認め反省、服役経験なし、雇用主(保護観察所の協力雇用主であり保護観察への協力も期待できる)の再雇用・監督 |
| 14 | 横浜地裁 H29(わ)45号 | H29.3.22 | L07251311 25562319 | 判時 2392号 81頁 | × | 28 | | | | 覚せい剤 | 同種前科3犯 | ・東京高判H29.7.18(18)で破棄 ・事実を認め反省、精神疾患有、母親の協力 |
| 15 | 大阪地裁 H29(わ)448号、 924号、1197号 | H29.5.25 | L07250747 - | | × | 34 | | | | 覚せい剤 大麻 | 同種前科(保護観察付執行猶予期間中) | 事実を認め反省、保護観察所からの注意を受けたのにこれを無視して再犯に及んでおり保護観察所の指導や薬物に対する法規制を軽視する態度が顕著 |
| 16 | 福岡地裁 小倉支部 H29(わ)217号、 239号 | H29.6.22 | L07250716 - | | × | 38 | | | | 覚せい剤 | 同種前科4犯 | ・恐喝罪でも有罪 ・事実を認め反省、社会復帰後病院で治療意思有、知人の助力等の酌むべき事情を考慮しても3年以下の懲役刑は相当でない(刑の一部執行猶予を付することも必要かつ相当であるとはいえない。) |

| 番号 | 裁判所 | 判決年月日 | 判例秘書LEX/DB | 掲載誌評釈等 | 一部猶予 | 全刑期(月) | 猶予刑(月) | 一部猶予率% | 猶予期間 | 薬物種別 | 前科前歴 | 更生意欲・更生環境、特徴的判示内容、その他事案の特殊性 |
|----|-------------------------------|-----------|-----------------------|--------------------|------|--------|--------|--------|------|------|--------------------------------|--|
| 17 | 千葉地裁 H28(わ)1568号、 1707号 | H29.7.6 | - 25547184 | | ○ | 26 | 4 | 15% | 2年 | 覚せい剤 | 前科3犯(うち同種前科2犯) | ・傷害罪でも有罪 ・事実を認め反省、薬物乱用防止プログラム受講歴無、社会復帰後薬物関係者のいる地元に戻らずダルク入所意向、ダルク担当者が支援誓約、両親の支援、暴力団を離脱済 |
| 18 | 東京高裁 H29(う)739号 | H29.7.18 | L07220736 25562318 | 判時 2392号 78頁 | ○ | 26 | 6 | 23% | 2年 | 覚せい剤 | 同種前科3犯 | ・横浜地判H29.3.22(14)の控訴審判決(原判決破棄) ・事実を認め反省、精神疾患・うつ病・統合失調症・障害等級1級とその精神障害自体支援を要する状況にある、本件覚せい剤使用にも精神障害の影響がわかかわれる、前刑終了後治療のため入院し更生のためのプログラムに参加するも内容に不満を感じて参加しなくなる(相当性に疑問が生じうるがこのような経緯自体一部猶予による心理的強制の必要性を裏付ける)、これまでの考えを改め更生プログラム受講・自助グループ参加意思有、母親には覚せい剤依存改善のための支援監督が期待できない |
| 19 | 前橋地裁 H29(わ)238号 | H29.8.18 | L07251312 25562321 | 判時 2392号 83頁 | × | 16 | | | | 覚せい剤 | 同種前科(執行猶予期間中) | ・東京高判H29.12.20(26)で破棄 ・事実を認め反省、姉が監督誓約するも監督能力は十分なものとはいえず他に適切な監督者なし、これまでの日本での生活状況等からすれば実効性のある社会処遇に疑問 |
| 20 | 大阪地裁 H28(わ)2646号 | H29.9.6 | L07250947 - | | ○ | 16 | 4 | 25% | 2年 | 覚せい剤 | 同種前科(執行猶予期間中) | ・無罪主張(違法収集証拠) ・無罪主張だが公訴事実は素直に認め反省、元々真面目に働いていた期間長い、母親(本件保釈中に被告人との関係が改善されつつある)の支援 |
| 21 | 東京高裁 H29(う)1088号 | H29.10.11 | L07220736 25562120 | 判タ 1455号 88頁 | ○ | 34 | 6 | 18% | 2年 | 覚せい剤 | 同種前科7犯 | ・懲役2年10月の全部実刑判決とした原判決を破棄。 ・事実を認め反省、施設内の処遇プログラムの受講に向けた積極的な意欲、専門的治療を受ける意向を示し現に専門医療機関に入院するなど実際の行動に移している、原判決後約2か月間にわたり専門医療機関入院後医師から覚せい剤を再使用する可能性は低下したとの診断を受けて退院しその後も通院治療継続、暴力団関係者との関係断絶、実弟(同居)の監督、会社を営む知人による雇用 |
| 22 | 東京高裁 H29(う)1196号 | H29.11.1 | - 25563581 | | ○ | 14 | 4 | 29% | 2年 | 覚せい剤 | 同種前科(前刑による薬物再乱用防止プログラムを受講中の再犯) | 一審保釈中自発的に入院して薬物依存症からの回復プログラム受講し社会復帰後も再入院意向、薬物再乱用防止プログラム受講意識改善、「薬物依存の特性からみて、早期の1度のつまずきで再犯防止のプログラムに適さないという評価はでき」ない、保護観察所と被告人が受診予定の医療機関とが連携して更生に向けた援助指導も可能 |
| 23 | 釧路地裁 H29(わ)95号、 104号 | H29.11.16 | L07251530 25560884 | | ○ | 18 | 4 | 22% | 2年 | 大麻 | 同種前科1犯 | ・公務執行妨害罪でも有罪、札幌高判H30.6.28で審理不実により破棄差戻(違法な身柄拘束と評価し得る行為をした疑い)、釧路地判R1.9.27判時2459号129頁で無罪 ・事実を認め反省、保釈中に友人が経営する事業のアルバイト稼働をしたりダルクに通うなど更生のための努力 |
| 24 | 鹿児島地裁 H29(わ)186号 | H29.12.4 | L07250965 - | | ○ | 16 | 4 | 25% | 2年 | 覚せい剤 | 薬物前科(執行猶予期間中) | 事実を認め反省、自力で覚せい剤を断つことは無理だと理解、両親の協力のもと治療継続意向、実父が指導監督を誓約するなど両親の支援 |
| 25 | 東京高裁 H29(う)1308号 | H29.12.15 | L07220769 25563398 | | ○ | | | | | 覚せい剤 | 同種前科1犯、 異種罰金前科2犯 | ・全部執行猶予判決の原判決を行為責任・同種事案の量刑傾向から軽きに失するとして量刑不当で破棄、主文未掲載 ・事実を認め反省、原判決後薬物依存克服のための自助団体に頻回に通所しているほか専門医療機関へ通院、妻と長男が監督を誓約し自助団体の家族プログラムに出席 |

| 番号 | 裁判所 | 判決年月日 | 判例秘書LEX/DB | 掲載誌評釈等 | 一部猶予 | 全刑期(月) | 猶予刑(月) | 一部猶予率% | 猶予期間 | 薬物種別 | 前科前歴 | 更生意欲・更生環境、特徴的判示内容、その他事案の特殊性 |
|----|----------------------------------|-----------|-----------------------|------------------------------------|------|--------|--------|--------|------|------------|-----------------|--|
| 26 | 東京高裁 H29(う)1607号 | H29.12.20 | L07220771 25562320 | | ○ | 16 | 4 | 25% | 2年 | 覚せい剤 | 同種前科(執行猶予期間中) | ・前橋地判H29.8.18(19)の控訴審判決(原判決破棄) ・事実を認め反省、共犯者ら覚せい剤関係者と距離を置く、暴力団等のつながり無、公判が通訳を介して行われ日本語能力にやや難があるが被告人の日本語能力(具体的に判断)を前提にしても薬物再乱用防止プログラム受講は可能、姉が再び同居して入院・ダルク利用等の監督(監督能力について具体的に判断し、「監督能力が低いとはいえず、一定程度期待することができる」とした。) |
| 27 | 東京高裁 H29(う)1821号 | H30.2.23 | - 25449654 | | ○ | 32 | 4 | 13% | 2年 | 覚せい剤 | 前科5犯 | ・控訴棄却(原判決維持)、無罪主張(違法収集証拠) ・薬物関係者との関係断絶、実際相手の監督 |
| 28 | 東京高裁 H30(う)115号 | H30.4.25 | - 25564753 | | × | 24 | | | | 覚せい剤 | 同種前科3犯 | ・控訴棄却(原判決維持)、刑の一部執行猶予の適否につき裁判所に広く裁量権がある、弁護士及び被告人から刑の一部執行猶予を求める旨の主張立証ないため必要性相当性あるが原判決に量刑不当無 ・事実を認め反省、保護観察所の薬物再乱用防止プログラム受講意欲有、雇用主の指揮監督・受講協力 |
| 29 | 高松地裁 H30(わ)18号、46号 | H30.5.29 | L07350476 - | | ○ | 24 | 4 | 17% | 2年 | 大麻麻薬 | 薬物前科2犯 | ・共犯事件、うち1名(分析対象からは除外)は全部執行猶予 ・事実を認め反省、薬物関係者との関係断絶、妻の指導監督 |
| 30 | 横浜地裁 H30(わ)336号、429号 | H30.11.21 | L07351338 - | | ○ | 20 | 4 | 20% | 2年 | 覚せい剤 | 薬物前科(執行猶予期間中) | 事実を認め反省、報道等による一定の社会制裁を受けそのために更生意欲向上、母親の支援 |
| 31 | 大阪地裁 H30(わ)82号 | H30.12.4 | L07351401 25563056 | 判時 2488・ 2489 合併号 176頁 | ○ | 14 | 4 | 29% | 2年 | 覚せい剤 | 同種前科1犯(執行猶予期間中) | ・大阪高判H31.3.27(33)で破棄 ・心神耗弱を主張(排斥):弁護側医師の意見書・公判供述有 ・事実を認め反省、専門家等の他者の指導や支援を受け入れ薬物依存克服に向けた具体的な努力をする意思、解離性同一性障害等の精神障害の影響、前科1犯のみ、障害福祉サービス利用・相談支援専門員による具体的支援策の構築(治療や社会活動、親子関係の修復等幅広く支援していく旨述べている)、両親も専門家の助力を得て被告人の特性を理解・受容し関係改善し支援する意向 |
| 32 | 札幌地裁 H30(わ)834号 | H31.2.7 | L07450187 - | | ○ | 30 | 6 | 20% | 2年 | 覚せい剤 | 前科前歴なし | 事実を認め反省、前科前歴無、保釈後に再犯、父が更生に助力 |
| 33 | 大阪高裁 H31(う)53号 | H31.3.27 | L07420109 - | 判時 2488・ 2489 合併号 170頁 | × | 12 | | | 4年 | 覚せい剤 | 同種前科1犯(執行猶予期間中) | ・大阪地判H30.12.4(31)の控訴審判決(原判決破棄) ・再度の執行猶予判決(心神耗弱を認定) |
| 34 | 大阪高裁 H31(う)104号 | R1.5.22 | L07420749 25568002 | | ○ | 30 | 4 | 13% | 2年 | 覚せい剤 | 同種前科5犯 | ・原判決を破棄し、刑期を原判決の2年4月から2年6月と長期に変更したが不利益変更禁止に抵触しないとした ・事実を認め反省、原判決後の反省・更生意欲の深まり、宗教団体の後継者による支援監督、社会復帰後ダルクへ通所見込、刑の一部執行猶予制度の施行後初めての判決 |
| 35 | 横浜地裁 R1(わ)941号、1074号、1271号、1416号 | R2.1.7 | L07550030 - | | ○ | 36 | 6 | 17% | 3年 | 覚せい剤 | 同種前科を含め3犯 | ・犯人蔵匿、窃盗罪でも有罪 ・事実を認め反省、ダルク責任者を務める旧来の知人が協力を誓約 |
| 36 | 仙台地裁 R1(わ)508号、538号、586号 | R2.3.4 | L07550266 - | | ○ | 30 | 6 | 20% | 2年 | 覚せい剤 大麻 | 薬物前科3犯 | ・仙台高判R2.7.29(41)で維持 ・事実を認め反省、薬物依存症リハビリ施設の関係者らや友人が更生支援、息子の監督、刑の一部執行猶予制度の施行後初めての判決 |

| 番号 | 裁判所 | 判決年月日 | 判例秘書LEX/DB | 掲載誌評釈等 | 一部猶予 | 全刑期(月) | 猶予刑(月) | 一部猶予率% | 猶予期間 | 薬物種別 | 前科前歴 | 更生意欲・更生環境、特徴的判示内容、その他事案の特殊性 |
|----|---|---------|----------------|---------------------------|------|--------|--------|--------|------|------------|--------------------------|---|
| 37 | 富山地裁 R1(わ)159号, 180号 | R2.3.11 | L07550317 - | | × | 20 | | | | 覚せい剤 | 異種前科1犯 (保護観察付執行猶予期間中) | 事実を認め反省、暴力団組織に脱退届、23歳と若年、内妻の出廷、保護観察付執行猶予期間中の犯行、社会復帰後に予想される監督の状況に照らすと実効性なし |
| 38 | 大阪地裁 H31(わ)787号, R1(わ)2128号, 2255号 | R2.3.30 | L07550997 - | | × | 34 | | | | 覚せい剤 | 同種前科3犯 (一部執行猶予期間中) | ・大阪高判R2.10.21(分析対象からは除外)で維持 ・無罪主張(所持事実否認、所持の故意否認、使用の故意否認) ・一部事実を認め反省、一部執行猶予期間中の再犯、覚せい剤関係者とのつながりの強さ |
| 39 | 神戸地裁 姫路支部 R1(わ)330号 | R2.6.26 | L07550407 - | 法教 482号 142頁 | × | 24 | | | | 覚せい剤 | 同種前科(一部 執行猶予期間中) | ・無罪主張(違法収集証拠、故意否認) ・一部執行猶予期間中の再犯、妻子あり、不合理な弁解に終始し反省の念見られず |
| 40 | 東京地裁 R2(特わ) 1164号 | R2.7.10 | - 25566854 | 季刊刑 事弁護 105号 15頁 | ○ | 36 | 4 | 11% | 3年 | 覚せい剤 | 同種前科7犯 | 事実を認め反省、社会福祉士による相当の具体性のある更生支援計画が策定、被告人もこれに従い社会復帰後薬物依存リハビリ施設に入所して医療機関を受診する意向 |
| 41 | 仙台高裁 R2(う)51号 | R2.7.29 | L07520254 - | | ○ | 30 | 6 | 20% | 2年 | 覚せい剤 大麻 | 同種前科3犯 | ・仙台地判R2.3.4(36)の控訴審判決、猶予刑期6月は短すぎるという控訴理由を排斥 ・薬物依存症リハビリ施設の支援、原判決後更なる実践的な専門治療を受けるために医療センターに入院、退院後薬物依存症リハビリ施設に通院、友人や息子の支援 |
| 42 | 大阪高裁 R2(う)647号 | R2.10.7 | L07520640 - | | ○ | 30 | 6 | 20% | 3年 | 覚せい剤 | | 一部執行猶予に係る法令適用の誤りがあったとして原判決を破棄 |
| 43 | 大阪高裁 R2(う)894号 | R3.1.13 | - 25568351 | | ○ | 26 | 4 | 15% | 2年 | 覚せい剤 | 同種累犯前科2 犯 | ・懲役2年2月の全部実刑とした原判決を破棄 ・事実を認め反省、ダルク通所・治療意思、原判決後保護観察所の薬物再乱用防止プログラム受講への積極的な態度、刑の一部執行猶予制度の施行後初めての判決、交際相手の協力 |